

JOPTの合法開催と急成長の背景 〜法制度と合法性の 仕組み〜

日本の賭博規制とポーカートーナメント

日本では刑法で賭博行為が厳しく禁止されています(賭博罪:刑法185条など)。原則として**参加者がお金や物品を賭け、勝敗でそれを得る行為**は違法です。また、ポーカーのようなゲームを提供する店舗は風俗営業法の規制も受け、**ゲーム結果に応じた賞品提供**も禁じられています 1 。例外的に公営ギャンブル(競馬・宝くじ等)や、一部ゲームセンターでの小景品(クレーンゲーム景品1000円以下など)は黙認されていますが 2 、基本的に**民間の金銭を賭けたゲーム大会**は法律上「賭博」や風営法違反となる恐れがあります 3 。

このような厳しい法制度下で、ポーカー大会を賞金ありで開催するには特別な工夫が必要でした。実際、過去にはアミューズメントポーカー店が**賞品やポイントを提供する大会**を開催し、賭博開帳図利容疑で摘発・逮捕者が出た例もあります 4 。警察は2023年頃から各店に「ゲームの勝敗に応じ賞金等を争わせること」「店内トーナメントで旅行券やゲーム機を提供すること」は違法になり得ると注意喚起しています 3 。このような背景から、国内でポーカートーナメントを合法的に行うには、**法律の抜け道を的確に押さえた仕組み**が不可欠となりました。

JOPTの合法性確保の仕組み(参加費と賞金の分離)

Japan Open Poker Tour(JOPT)は、日本最大級のポーカートーナメントシリーズでありながら、違法とならない巧妙な運営スキームを採用しています。その核となるのが参加費と賞金の分離です。JOPTでは参加者からエントリー費(参加費)を徴収しますが、その資金はあくまで大会運営経費(会場費や人件費など)に充てられ、参加費をそのまま賞金に回すことはありません 5。これは「参加者から集めた金を勝者へ再分配する」という賭博の構図を避けるためで、会計上、プレイヤー同士が賭け金を争っていない状態を作り出しています 6 5。主催者側も公式ルールにて「本選参加費は会場費等に充当する預り金」と明示し、賭博行為に当たらないことを謳っています 7。

一方、トーナメントの上位入賞者には豪華な「賞金額」がうたわれていますが、これこそJOPT最大の工夫ポイントです。**賞金は参加費とは別枠の「スポンサー提供」**によって賄われます 8 5 。例えばメインイベント優勝者への「3,000万円」など巨額のプライズも、実際には協賛企業から拠出されたものであり、法律上は「参加者同士で賭けたお金」ではないため違法賭博に該当しません 8 。WPT JAPANなど他の国内大会でも「参加費は施設利用費に充当し、賞金は全てスポンサー提供」という同様の方式が採られ、合法性を担保しています 8 。

選手契約方式と「賞金」の実態

JOPTが賞金支払いの具体策として導入したのが「選手契約」に基づくプライズ制度です 9。入賞者は希望すればポーカーギルド株式会社(大会運営会社関連企業)との業務委託契約(プロモーション契約)を締結できます 9。この契約では、入賞者は「JOPTおよび各種大会の宣伝活動を行う契約選手」となり、その報酬として海外・国内ポーカートーナメント参加費や渡航費を主催側が負担します 9 10 。つまり賞金相当額は「宣伝業務の委託料」と位置付けられ、現金そのものを直接手渡すのではなく、トーナメント参加や遠征に使える経費補助という形になっているのです 11 。

契約選手には大会当日に「順位カード」が渡され、そこに例えば「 \bigcirc USD相当」など委託料額が記載されています 12 。契約締結後、その額に応じたポイント(POKER WEB COIN)が付与され、選手は後日このポイントを使って**対象ポーカー大会の参加費支払いや渡航・宿泊費の清算**を申請できます 13 14 。例えば「 \bigcirc 百万円相当」のプライズを得ても、そのまま現金を受け取ることはできず、海外大会のエントリー料や旅費の領収書提出→ポイント消費→銀行振込というプロセスで**実費精算される仕組み**です 15 。このように**大会結果に応じた現金授受を直接行わない**ことで、風営法23条の「遊技結果に応じた賞品提供」規制を回避しつ 16 、入賞者への実質的な報奨を可能にしています。

さらに重要な点は、この選手契約自体が任意選択だということです 17 18 。入賞者が契約を拒めば賞金(委託料)は支払われず一切の保証はありません 18 。裏を返せば、「大会主催側はゲームの結果に対して直接賞品を提供したわけではない」という建前を貫けるのです。実際JOPT公式も「プライズ(選手契約)は賞金ではありません。宣伝業務を行ってもらう必要があります」と注意書きを掲げています 10 。このロジックにより、法律的には「大会終了後に別途スポンサー契約をオファーしただけ」と解釈できるようにしているのです。

法的根拠: 賭博罪の成立には「勝敗により財物・利益の授受があること」が必要ですが、JOPTでは参加時点でのリスクは参加費のみでリターンは直接の金銭ではありません ¹⁹ 。また風営法上も、運営会社と入賞者の契約はゲームセンター営業とは別次元の"広告契約"であり ⁹ 、警察の指摘する「ゲーム結果に応じた賞品提供」には当たらないとの立場です。こうした**巧妙な法的整理**により、JOPTは国内で合法的に大規模賞金トーナメントを実現しています。

主催企業・団体の取り組みと安心感の醸成

JOPTを主催・運営するジャパンオープンポーカーツアー株式会社(Poker Guildグループ)は、法令遵守と健全運営に細心の注意を払っています。社内には**顧問弁護士**を置き(秋葉原KM法律事務所 金川晋也弁護士) 20 、大会ルールや賞金スキームの法適合性について専門家のチェックを受けています。また、一般社団法人日本ポーカー連盟に加盟し業界基準作りにも参画 21 。公式サイトの大会規約でも前述の通り参加費・賞金の扱いを明記し、公明正大な運営をアピールしています 7 18。

さらにJOPTの成長を支えているのが豪華スポンサー陣と徹底した広報戦略です。近年のJOPTではハンバーガーチェーンのバーガーキング、メンズコスメのBULK HOMME、有名クリニックや飲料メーカーなど、多数の企業スポンサーが名を連ねています 22 23 。スポンサー企業は賞金提供だけでなく大会運営や宣伝にも協力し、大会自体の社会的信用を高めています。実際、「日本最大のポーカー大会でありアジア有数の大会」としてテレビやSNSでも頻繁に取り上げられ 24 、著名人・インフルエンサーも応援に駆けつけるなど健全で華やかなイベントとして定着しました 25 。これは裏を返せば、法的にクリーンな運営だからこそ大手企業やメディアが安心して関われるという側面があります。主催者は大会公式配信やガイドで「JOPTは違法ではありません」と明言し参加者の不安を取り除く工夫もしています 26 。総じて、運営側の法整備・ルール策定と積極的な広報によって、参加者が安心して熱中できる環境が整えられているのです。

法制度の変化・行政の見解と過去事例との比較

2010年代以降、日本のポーカー界を取り巻く法制度や行政対応も少しずつ変化してきました。かつては小規模なポーカートーナメントでも賞品提供が原因で「グレー」扱いされる状況でしたが、近年はJOPTやWPTのように明確に法の範囲内で行われる大会が定着しつつあります。警察当局もアミューズメントカジノ業界に対し健全運営を指導しており、前述のような違法な賞金授受スキーム(例:表向きポイント→裏で現金送金27)には厳しい姿勢です。一方で、JOPTのように法の要件を外した形であれば大会自体は黙認・容認されているのが現状といえます。

過去の類似イベントとの比較では、例えばAJPC(全日本ポーカー選手権)や一部のポーカー団体主催大会が思い出されます。AJPCなども優勝者に海外大会参加権を与える方式で行われており、JOPTと同様に賞金を直接渡さない形で運営されてきました。むしろJOPTは、それら先行事例の教訓を活かし、より制度的に洗練された賞金システム(契約方式)を築いたと言えるでしょう。実際、大阪で摘発された事件ではNPO法人日本ポーカー協会の理事が逮捕される事態となりましたが 4、JOPTを運営する日本ポーカー連盟/Poker Guild側はそのような違法行為への関与はなく、内部不祥事の発生も避けています。日本ポーカー協会側も「加盟店の不祥事」を謝罪し再発防止を誓っていますが 28 29、JOPTはむしろそのような闇から距離を置き、クリーンな大会イメージを守ってきました。

また制度面では、2016年のIR推進法・2018年のIR実施法成立により将来的に国内カジノ(合法賭博施設)が解禁される方向となりました。これは直接JOPTの合法性には影響しませんが、世間のポーカーへの関心を高め、競技ポーカーをスポーツとして育てる追い風にはなっています。警察庁生活安全局も風営法の解釈運用基準を通達で示し、ゲームセンター営業での景品提供の線引きを明文化しました 16 2 。その中で、JOPTのような大会形式について明確な公式見解はないものの、現状を見る限り「違法とまでは言えないグレーだが事実上容認」というスタンスとも解釈できます 30 。要するに、法律そのものが変わったわけではないものの、業界の自主ルール整備と行政との対話により、健全な大会開催が可能な環境が整いつつあるのです。

他の国内ポーカートーナメントとの法的立ち位置の比較

現在日本で開催されている主なポーカートーナメント(JOPT以外)も、おしなべて**法律の範囲内で工夫を凝らした運営**をしています。その代表例がWPT JAPAN(World Poker Tour Japan)です。WPT TOKYO/OSAKAなどでは、参加費は施設利用料等に当てられ賞金はスポンサー提供という基本原則はJOPTと同じです。メインイベントの上位入賞賞金額も予め固定されており、サイドイベント入賞では賞金は「渡航・参加費サポート」のみと明言されています。。つまり**賞金をその場で自由に使える現金としては渡さない**点でJOPTと足並みを揃えています。

JCS(一般に「JCSホールデム」などと称されるイベント)は、日本カジノスクールが主体となって開くポーカー大会のシリーズを指すことが多いでしょう。こちらも基本的にはアミューズメントポーカーの範疇で、賞品はごく少額の商品券程度か、あるいは上位者に他大会への出場権(招待コード)を与える形式が中心です。実際、新宿のJCSホールデムでは「施設利用料にトーナメント参加が含まれ、無料トーナメントで賞品あり」といった案内もあり、賞品価値を低く抑える工夫が見られます(法令上は1,000円以下の景品であれば提供OKとの業界基準に沿った運用) 31 2 。JCS規模の大会ではスポンサー資金に頼るほどの高額賞金は掲げておらず、逆に言えば法律上のリスクも小さいスタイルです。

その他、AJPC(All Japan Poker Championship)やJPML主催の大会なども概ね同様で、海外大会招待やトロフィー、副賞程度にとどめることで合法ラインを維持しています。総じて、日本国内の主要ポーカー大会は「現金を賭けず・直接賞金を出さず」という共通原則で足並みを揃えており、それぞれ法的立ち位置に大差はありません。ただしJOPTやWPTのようにスポンサーを多数集め巨額のプライズ総額を実現しているケースは突出しており、ここが人気面で他大会との差別化ポイントになっています 32 33 。言い換えれば、JOPT/WPTは法の許す範囲内で最大限に魅力的な賞金体系を作り上げた大会であり、他の大会はもう少し控えめな賞品設定で堅実に運営している、という違いが見て取れます。

法制度×運営スキームがもたらしたJOPT人気への寄与

以上のように、JOPTは日本の法制度の制約を熟知した上で独自の合法性スキームを構築し、それを土台に大会規模と魅力を飛躍的に高めました。まず**「違法ではない安心感」**は参加者拡大に直結しました。実際、「ポーカー大会って賞金が出て違法じゃないの?」という素朴な疑問に対し、「違法ではありません。参加費は運営費に充てられ賞金はスポンサー負担だからです」と明確に説明できることで 5、一般プレイヤーも後ろめたさ無く大会に参加できるようになりました。健全なイメージ戦略は功を奏し、会社員や学生、女性

プレイヤーまで幅広い層がJOPTに参戦しています。「捕まるリスクがない」「堂々と趣味と言える」大会であることは、裏を返せば法制度に適合した運営のおかげなのです。

さらに、法律順守とスポンサー活用による巨額プライズがポーカー界の裾野を広げました。賞金総額1億円規模 34 35 というインパクトは、「国内では現金賞金を直接もらえない」というハンデを補って余りある魅力となっています。契約選手制度のおかげで、日本に居ながら実質的に数千万相当の賞金(海外渡航費等)を狙えるため、プロ志望のプレイヤーもこぞって参戦し、腕試しの場として定着しました。また高額プライズを掲げられることで企業スポンサーも広告効果を見込んで集まりやすくなり、結果として大会の演出や副賞がさらに豪華になる好循環も生まれています 32 23 。法律違反にならない範囲で最大限参加者に還元しようとする工夫(例えばメインイベントの還元率約68%という試算 36)も見られ、プレイヤーからの支持を得ています。

最後に、法制度と運営構造が人気形成にもたらした効果を総括すれば、「合法だからこそ実現できたオープンな盛り上がり」と言えます。違法ギリギリの地下ギャンブルではスポンサーも付きませんし大々的な宣伝もできません。JOPTは合法性を確保することで堂々と大規模会場(例:ベルサール会場など)で開催し、メディア露出し、著名人を招き 25 、日本中から数万人規模の参加者を集めるイベントへと成長しました 37 。そこには「法律の範囲内でポーカーをスポーツ競技として発展させたい」という主催者の意思と工夫があり、その実現が人気という結果を生んでいるのです。法の制約を逆手にとって健全性・公平性をアピールしたJOPTの運営構造こそが、日本におけるポーカーブームを下支えする原動力となっています。

参考文献・出典: 日本刑法・風営法各条文、警察庁通達、JOPT公式サイト 9 10 ・大会規約 7 18 、 PokerLab解説記事 5 36 、WPT JAPAN公式情報 8 、朝日新聞報道 4 など。

 1 2 16 30 31 アミューズメントカジノの景品は違法?風営法における賞品提供の解釈 | ナイトビジネス専門 行政書士法人 ARUTO

https://toaru.tokyo/amusement_gift/

- 3 4 27 許可あり、現金賭けず…でも注意必要 増えるアミューズメントカジノ:朝日新聞 https://www.asahi.com/articles/ASR6N2T12R6MPTIL00N.html
- 5 11 22 23 24 26 32 33 36 37 『JOPT2025 』JOPTの参加方法・賞金・サテライトを徹底解説 https://poker-lab.jp/poker-jopt/
- 6 19 日本における賭博について質問ですYouTubeでJOPTというポーカーの... Yahoo!知恵袋 https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11291690156
- 7 18 20 21 About Japan Open Poker Tour

https://japanopenpoker.com/about/

- 8 25 34 35 WPT TOKYO 2024 大会概要や賞金、日程・参加方法など徹底解説! https://wptevent.jp/poker/wpt-tokyo-2024/
- 9 10 12 13 14 15 17 選手契約 Japan Open Poker Tour https://japanopenpoker.com/contract/
- 28 29 ccke6h9d

https://www.poker.or.jp/ccke6h9d/